

技術的要件

プロジェクト一般・アカウントビリティに関すること

「一般事項」

- 1 工程管理に使用する用語は、共通フレーム 2013（独立行政法人情報処理推進機構制定 ソフトウェアライフサイクルプロセス SCLP-JCF2013）を前提としています。ただし、**提案者が自社内で別に用語を定義している場合は、その対応付けを確認することで了解とします。**
- 2 プロジェクト活動は、JIS21500 又は PMBOK (Project Management Body of Knowledge) 第 5 版から第 7 版を前提とした知識体系を前提としています。ただし、**提案者が自社内で独自の活動方式がある場合は、プロジェクト計画書にて運営要領等を提示していただければそれで構いません。**
- 3 他業務とのシステム間連携は、APPLIC（一般社団法人地域情報化推進協会）が定める地域情報プラットフォーム標準仕様、及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に関係する場合は同法第 7 条が定める、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準についてデジタル庁令・総務省令に準拠する（若しくは今後準拠を予定している）を前提としています。
- 4 標準準拠システムについて、ガバメントクラウドでの利用モデルは地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第 2.0 版】における、「共同利用方式」を想定しています。
- 5 非機能要件は、デジタル庁標準仕様書の規定のとおりであるが、①可用性、②性能・拡張性、③運用・保守性（定時外におけるシステム利用に対する考え方など）、④移行性（データ移行作業における本市との作業分担に対する考え方など）、⑤セキュリティ（システム管理者の認証方式など）、⑥システム環境・エコロジー等における**選択レベルについて大幅に差異が生じる場合は、調達時及び要件定義工程の際に説明いただくこと**を想定しています。
- 6 ソフトウェア開発に関する責任関係及び契約の条項については、IPA「情報システム・モデル取引・契約書」第二版を参考に、地方自治体のシステム調達に再編したフレームを想定しています。**条件上の差異やソフトウェアライセンス等の特約があれば提案してください。**

本市の全体アーキテクチャ要件について

「共通機能」

1 住登外者宛名番号に関すること

本市は、従来から宛名情報は一元管理されており、宛名番号と団体内統合宛名番号は一意に紐づくコード体系としています。同一付番番号で別人を識別する方式は許容していません。「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.3 版】」（デジタル庁）を参考に、システム方式設計並びに外部設計仕様を考慮してください。

2 団体内統合宛名番号の管理に関すること（副本登録のあるシステム）

本市は現行の番号連携サーバ（団体内統合宛名番号を管理し、中間サーバへの副本登録及び情報照会・情報提供機能を集約している）を継続する方針としており、**システムの入れ替えに合わせて副本情報の再セットアップが必要となります。**本番稼働時の際に、計画上留意すべき点があれば考慮してください。

3 操作権限設定・管理に関すること

本市はガバメントクラウド上に共通基盤を構築しており、**職員IDや権限情報の一元管理**を行っています。システム導入時に、職員情報及び組織情報に関する仕様（可能であればファイルレイアウト、コード体系）、並びに操作権限・アクセス権限等についてシステムがセットアップすべき情報があれば提示してください。

4 別途用意するライセンスに関すること

システムを動作させるにあたり、Microsoft Access 等、別にライセンスが必要な場合、構築・テスト段階等どの段階で用意すべきか、調達条件がある場合はその旨提示してください。

5 保守要件に関すること

バッチ処理及び一括処理について、操作方法（職員か、リモート保守か）、実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）に関する、システム方式設計について提示してください。さらに、**ヘルプデスク等の設置、運用管理システムを別に用意しようとする場合は、その旨提示してください。**

6 レジストリに関すること

6.1 全国銀行協会が作成する金融機関マスタ、J-LISが作成する全国町・字ファイル等の共通マスタについて**本市が用意する必要がある場合はその旨を提示してください。**

6.2 デジタル庁が構築するアドレス・ベース・レジストリの対応について、機能要件等の検討状況について提示してください。

6.3 文字要件について、本市は行政事務標準文字に対応しているが、経過措置期間中に**独自の文字符号化集合を利用する方針**の場合は、その旨を提示してください。

7 DV 等支援措置に関すること

標準準拠システムが保有する機能（とくに画面要件）があれば提示してください。

8 情報セキュリティ・個人情報保護に関すること

情報セキュリティ対策として、内・外監査、予防統制、インシデント発生時の体制など、**実際に行っている活動**について提示してください。個人情報保護についても、人的安全管理措置に基づく研修の実施、取扱時・廃棄時の手順など、地方公共団体情報セキュリティポリシー等が求めている活動状況について提示してください。

「連携」

1 データ連携に関すること（標準準拠システム）

本市はガバメントクラウド上に共通基盤を構築しており、国の仕様に沿った方法でオブジェクトストレージを介したファイル連携を実現・実装しています。

「データ」

1 移行計画に関すること

現行システムのデータ移行について、本市は次の方法を検討しているが、導入システムが対応できない移行計画であれば必ず提示してください。本市では現行システムが装備していないグループ並びにクラスを除

き、標準準拠システムの場合は原則として(1)を検討しています。

- (1) デジタル庁データ項目仕様（基本データリスト）をベースとし、カーディナリティは保持の上、制御情報を加味したファイルの提供方式
- (2) 受注者が提供するファイルレイアウトをベースとしたファイルの提供方式
- (3) （パッケージの場合）レベルアップ・バージョンアップで対応するもの

2 データの保存期間について

システムの主データ（台帳・帳簿・統計等）及びログ（イベントログ・操作ログ等）の想定保存年限について提示してください。